

# 第三者行為 にあったとき

交通事故・暴力行為等



～保険証を使用する時は必ず届出が必要です～

第三者行為とは、第三者と接触または衝突等の交通事故、同乗していた車が起こした自損事故、暴力行為、他人の飼っている動物に咬まれた等、第三者（加害者）により損害を受け治療を受けることになった場合をいいます。

第三者行為の不当行為により生じたケガであれば、ケガを負わせた者が、その損害を賠償する義務があります。（民法第709条）

通勤途上、業務中によるケガでなければ、保険証を使用し治療を受けることができますが、所定の書類を提出していただく必要があります。

通勤途上、業務中のケガの場合は、労災保険からの給付となります。

保険証の使用はできませんのでご了承ください。

保険証を使用して、治療を受けた場合、加害者側が負担する治療費を国保組合が立て替えて支払うことになり、後に被害者に給付した額を加害者側に治療費等の請求する権利を取得します。（国民健康保険法第64条）

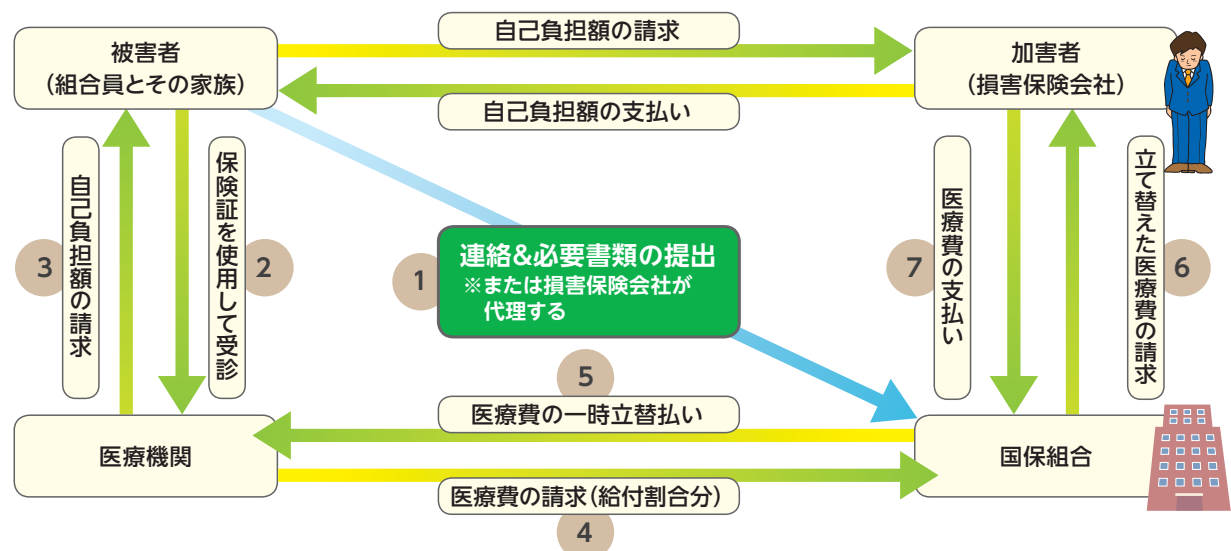
これを『損害賠償請求権の代位取得』といいます。

自損事故は第三者行為にはなりませんが、保険証を使い治療を受けるためには届出が必要です。

なお、法令違反（飲酒運転・無免許運転等）の場合、給付対象にはなりません。

**注意事項**

- ・連絡がなく保険証を使用された場合や書類提出の協力が得られない場合は、自己負担をしていただきますので、ご注意ください。
- ・近年、交通事故による第三者行為の届出が増えてきていますので、体調不良の際や長時間の運転など、無理のない運転を心掛けましょう。



## 必ず国保組合に連絡を

- 処理経過を連絡してください。
    - ・交通事故による治療や示談の処理には長時間に及ぶものがあります。
    - ・相手側の自賠責保険や任意保険会社に本人負担分を一旦請求する時などは、国保組合にお知らせください。
  - 治療が終了したとき、あるいは症状が固定したときは、速やかに国保組合に連絡してください。
    - ・事故による治療期間や治療費を把握するために必要になります。
  - 示談前に連絡をしてください。
    - ・交通事故によるケガの場合、後遺症が出てくる場合があります。
    - ・示談をすすめる上で後遺症が発症した場合も、その治療費はあらかじめ請求する等の約束を記載するのが通例です。
    - ・国保組合へ治療費の支払義務があることを確認させてください。
- ※国保組合の代位請求の行使に不利な内容ですと、国保組合が加害者に対して請求できなくなることがあります。  
 ※場合によっては、相手が支払うべき費用を組合員の方に負担していただくこともありますので、ご注意ください。